

文書、図画又は写真に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法

八千代市における個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第1項の規定により行う開示（電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の場合を除く。）の実施の方法は、次のとおりとする。

第1 文書、図画又は写真に記録されている場合には、次に掲げる方法により開示を行う。

- 1 当該文書、図画又は写真（個人情報の保護に関する法律第87条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、2に規定するもの）の閲覧
- 2 当該文書、図画又は写真を複写機により日本産業規格A列3番以内の大きさの用紙に複写したものの交付（3に掲げる方法に該当するものを除く。）
- 3 当該文書、図画又は写真を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付
- 4 当該文書、図画又は写真をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付

第2 フィルムに記録されている場合には、印画紙に印画したもの又は用紙に複写したものを交付する。